

づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第276号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村神原1008、1037の1、1037の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第277号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

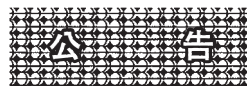
平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡白馬村大字神城字戸屋27579のイ、27580、27594のロ、27596のロ、27597
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やまぼうし自然学校
- 3 代表者の氏名
大川 貴代
- 4 主たる事務所の所在地
上田市菅平高原1223番地5751
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、自然や環境への理解を普及させるための事業を行い、その事業の普及を通じ、森林の再生と21世紀の新たな森林文化の創出及び次世代への継承を目指すことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定しました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	指定期間
地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こころの医療センター 駒ヶ根	駒ヶ根市下平2901	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
南信病院	上伊那郡南箕輪村8811	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
医療法人青雲会 倉田病院	松本市寿北8丁目21番2号	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
長野赤十字病院	長野市若里五丁目22番1号	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

健康長寿課

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる同条第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定しました。

平成23年4月18日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	指定期間
地方独立行政法人 長野県立病院機構 長野県立こころ の医療センター 駒ヶ根	駒ヶ根市下平2901	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
長野赤十字病院	長野市若里五丁目 22番1号	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

健康長寿課